

2026 年 8 月 3 日
経済法令研究会

**『銀行業務検定試験 公式テキスト 投資信託 3 級 2025～2026 年度受験用』
追加情報**

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト 投資信託 3 級 2025～2026 年度受験用』をお持ちの方が、2026 年 12 月の銀行業務検定試験「投資信託 3 級」および 2026 年 4 月から実施されている、CBT 方式銀行業務検定試験「投資信託 3 級」を受験する際の一助となるよう、お知らせするものです。

【資産運用業協会】

2026 年 4 月 1 日、「投資信託協会」は日本投資顧問業協会と統合して、「資産運用業協会」となった。

【NISA】

・ NISA の拡充

2027 年 1 月 1 日から、次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の対象年齢が 0～17 歳に拡充される予定である。口座保有者である子が 0～17 歳である間については、年間投資枠は 60 万円、非課税保有限度額は 600 万円となる。

なお、12 歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しが可能とされる。

【確定拠出年金（DC）】

・ 企業型 DC のマッチング拠出における加入者掛金の額の制限撤廃

企業型 DC の加入者は、事業主の拠出に上乗せして加入者掛金を拠出すること（マッチング拠出）が可能であるが、マッチング拠出における加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならないという制限が設けられていた。2026 年 4 月 1 日から、この制限が撤廃された。

・ 企業型 DC の拠出限度額の引き上げ

企業型 DC の拠出限度額は、月額 5.5 万円から確定給付型年金（DB）等の他制度掛金相当額を控除した額であるが、2026 年 12 月 1 日から、個人型 DC（iDeCo）と共通の拠出限度額に一本化され、この共通拠出限度額は月額 6.2 万円に引き上げられる。

すなわち、企業型 DC 等の企業年金等と iDeCo の合計で拠出限度額が月額 6.2 万円となる。

- ・ iDeCo の拠出限度額の引上げ，加入可能年齢の引上げ

2026 年 12 月 1 日から，次の表のとおり iDeCo の拠出限度額の引上げ，iDeCo と企業年金等の拠出限度額の一本化が行われる。また，国民年金被保険者以外の者であっても，60 歳以上 70 歳未満の iDeCo を活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって，一定の要件を満たす者に iDeCo の加入・継続拠出が認められる。

対象者	2026 年 11 月 30 日まで	2026 年 12 月 1 日から
国民年金第 1 号被保険者 (自営業者等)，国民年金 任意加入被保険者	iDeCo・国民年金基金等合 計で月額 6.8 万円	iDeCo・国民年金基金等合 計で月額 7.5 万円
国民年金第 2 号被保険者 (会社員等の厚生年金保 険の被保険者)で，企業年 金あり	月額 5.5 万円－(各月の企 業型 DC の事業主掛金＋ DB 等の他制度掛金相当 額)(ただし，月額 2 万円 を上限)	iDeCo・企業型 DC 等の企 業年金等合計で月額 6.2 万 円
国民年金第 2 号被保険者 (会社員等の厚生年金保 険の被保険者)で，企業年 金なし	月額 2.3 万円	月額 6.2 万円
国民年金第 3 号被保険者 (専業主婦(夫)等)	月額 2.3 万円	月額 2.3 万円(変更なし)
60 歳以上 70 歳未満の国民 年金被保険者以外の者で 一定の要件を満たす者	－	(新設) iDeCo・企業型 DC 等の企業年金等合計で月 額 6.2 万円

【交付目論見書】

- ・ 交付目論見書の記載事項の変更

交付目論見書の表紙等の記載事項の「その他の記載事項」に，「商品内容に関して重大な変更を行う場合には，投信法に基づき事前に受益者の意向を確認する旨」とあるが，2026 年 9 月 1 日以後，新たに有価証券届出書を提出したものから，「投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には，投信法に基づき事前に受益者の意向を確認する旨」に変更された(下線部変更)。

【交付運用報告書】

・ 交付運用報告書の記載内容の変更

交付運用報告書の本文中には、最近 5 年間における基準価額、期間分配金合計（税込み）、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。以下「ベンチマーク等」という）の騰落率および純資産総額について図表を用いて表示するものとされており、この図表にはベンチマーク等を併記することが原則とされている。そして従来、例外として、「併記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする」とされていたが、2026 年 5 月 20 日から、「併記が適切でないと委託会社が判断した場合は、その具体的な理由を表示するものとする」に変更された（下線部変更）。

以上